

(地Ⅲ196F)
平成29年12月28日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

風しんに関する特定感染症予防指針の一部改正等について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」は、平成29年12月15日付（地Ⅲ185F）をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、風しんに関する特定感染症予防指針が改正され、厚生労働省より各都道府県知事等宛別添の通知がなされました。今回の改正の概要は下記のとおりです。

また、上記の感染症法施行規則及び風しんに関する特定感染症予防指針が平成30年1月1日から適用されることに伴い、厚生労働省において啓発資料が作成され、本会宛別添の周知方依頼がまいりました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

特定感染症予防指針改正の概要

- (1) 医師の届出について、「診断後7日以内に」を「診断後直ちに」に改正する。
- (2) 感染経路の把握等の調査について、「地域で風しんの流行がない状態において、風しん患者が同一施設で集団発生した場合等に」を「風しんの患者が一例でも発生した場合に」に改正する。
- (3) ウイルス遺伝子検査等の実施について、「可能な限り」を「原則として全例に」に改正する。
- (4) その他所要の改正を行う。